



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(17)

目 次

合 同 訓 令

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... 1

合 同 訓 令

- 山形県訓令第15号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山 形 県 知 事	齋 藤 弘
山 形 県 議 会 議 長	今 井 榮 喜
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	古 澤 茂 堂
山形県代表監査委員	加 藤 淳 二
山形県労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	設 楽 作 巳

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程 昭和49年4月 県訓令第13号
 県議会訓令第1号
 県選挙管理委員会訓令第18号
 県人事委員会訓令第1号
 県監査委員訓令第2号
 県地方労働委員会訓令第1号
 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

目次中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第9条第1項中「)第3条」を「。以下「省令」という。)第3条」に改める。

第18条第1項第1号中「の実施及びその」を「及び面接指導等(法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法

第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの」に改める。

第4章中第47条の次に次の1条を加える。

(面接指導等)

第47条の2 職員安全衛生管理者は、省令第52条の2第1項で定める要件に該当する職員その他の健康への配慮が必要な職員に対する面接指導等を実施しなければならない。

2 前項の面接指導等の内容、対象となる職員等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

別表第1 庄内総合支庁の項中

建設部の建設総務課、用地課、道路計画課、河川砂防課及び建築課	総合支庁長	総合支庁長	建設部長	建設総務課長	を
--------------------------------	-------	-------	------	--------	---

産業経済部農村整備課	総合支庁長	総合支庁長	課長	課長の次席の職	に、
建設部の建設総務課、用地課、道路計画課、河川砂防課及び建築課	総合支庁長	総合支庁長	建設部長	建設総務課長	

産業経済部酒田農業技術普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	を
産業経済部鶴岡農村整備課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	
産業経済部酒田農村整備課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	

産業経済部酒田農業技術普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	に改める。
----------------	----	----	----------	----------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。